

国民健康保険税の課税限度額及び
軽減措置に係る軽減判定所得基準額の改正について

令和6年12月に閣議決定された令和7年度税制改正大綱により、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布され、令和7年4月から改正後の地方税法施行令が施行されます。

本町の国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定方法は地方税法に沿った形で運用してきており、今回も法改正に沿った形で条例を改正します。

○課税限度額

(改正の内容)

	(改正前)	(改正後)
・医療分の賦課限度額	65万円 →	66万円
・後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額	24万円 →	26万円
・介護納付金賦課額に係る賦課限度額（変更なし）	17万円 →	17万円
合 計	106万円 →	109万円

<参考>

改正による影響世帯、保険税収入への影響額見込み

全世帯	影響世帯	影響額
1,288世帯	152世帯	420万円 増

○軽減判定基準所得

(改正の内容)

	(改正前)	(改正後)
・5割軽減 算定における被保険者の数に乘すべき金額	29.5万円 →	30.5万円
・2割軽減 算定における被保険者の数に乘すべき金額	54.5万円 →	56.0万円

<参考>

改正による影響世帯、保険税収入への影響額見込み

全世帯	影響世帯		影響額	
	5割	2割	5割	2割
1,288世帯	0世帯	0世帯	0円	0円

清水町国民健康保険税条例（昭和38年清水町条例第26号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
（課税額） 第2条 （略） 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>26万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>26万円</u>とする。 4 （略） （国民健康保険税の減額） 第15条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>26万円</u>を超える場合には、<u>26万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 （1） （略） （2） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>30万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ （略） （3） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所	（課税額） 第2条 （略） 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。 4 （略） （国民健康保険税の減額） 第15条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合には、<u>24万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 （1） （略） （2） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ （略） （3） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所

改正後	改正前
得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>56万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ （略） 2・3 （略）	得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>54万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ （略） 2・3 （略）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の清水町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度以前の年度分の国民健康保険税については、なお従前の例による。